

簡易公募型指名競争入札（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 9月18日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契 約 課)

記

品名	白灯油 A地区（1リットルあたり）		
納品場所	別紙仕様書参照		
契約期間	別紙仕様書参照		
物品概要及び条件	暖房用燃料（地区ごとの1リットルあたりの単価による競争入札）		
予 定 価 格	¥150.00 /ℓ	(税込)	最低制限価格 無
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②石油販売業の届出			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年10月1日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年10月21日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・今回の入札は、宇治市内を2地区（A、B）に分けたものです。
- ・納入を希望するすべての地区に参加表明書を提出してください。提出のなかった地区については、入札に参加することができませんので注意してください。
- ・入札は、各地区別に行います。
- ・本契約期間中の単価変更は、行いませんので注意してください。
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年 9月18日（金）午前9時から
令和8年10月 8日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和 8 年 8 月 1 日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

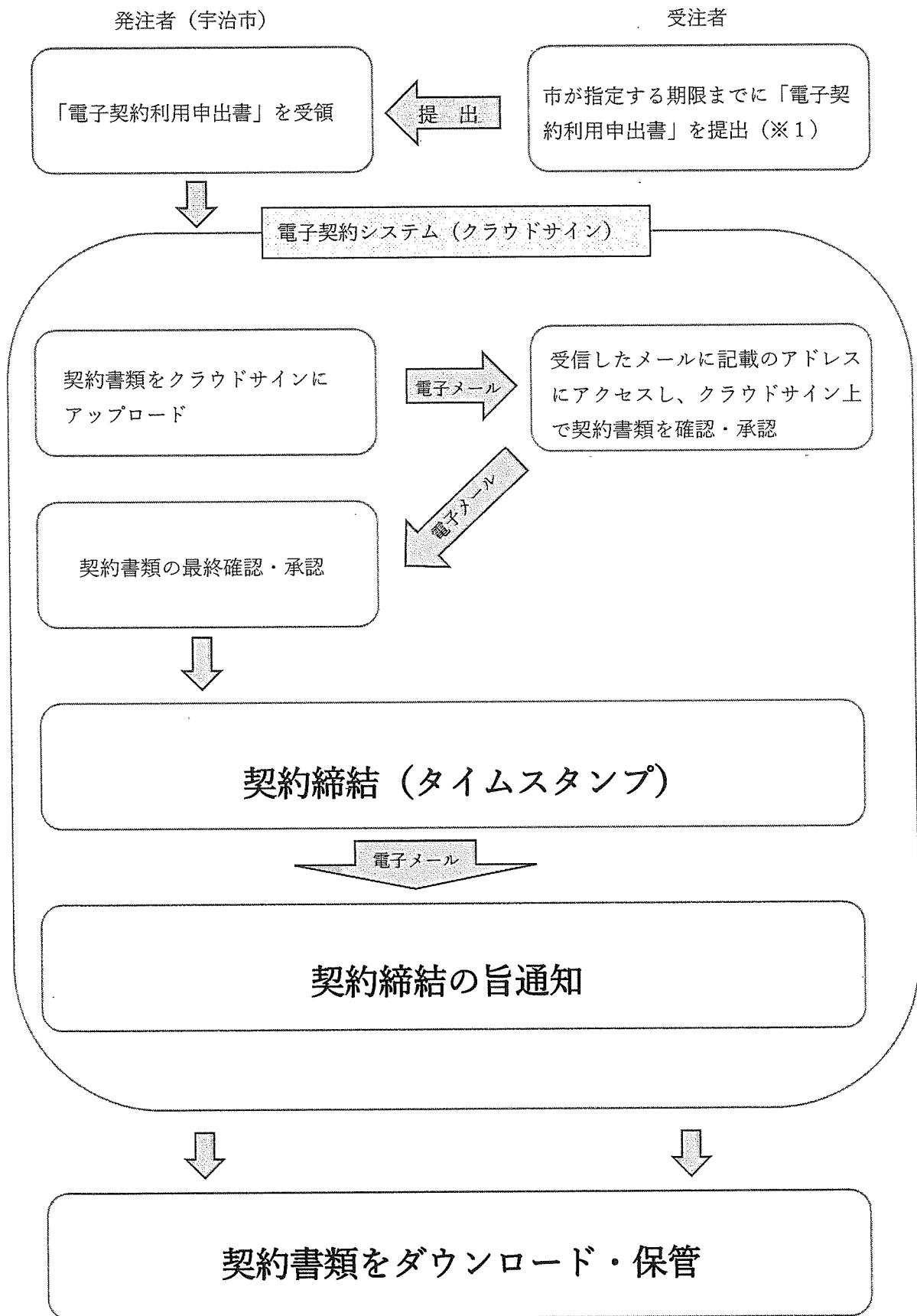
●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

- ・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計 2 名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー



※1 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

仕様書

1. 品 名 白灯油（１リットルあたり）
2. 対象施設 別紙『令和８年度（１１月～１月期）使用量等見込一覧』を参照のこと。
3. 納入期間 令和８年１１月１日から
令和９年１月３１日まで
4. 納入方法
 - ・小口納入（１０リットル又は１８リットル容器に給油納入）
5. 支払方法
 - ・請求については、毎月ごと、施設ごとに１カ月分をまとめて請求するものとし、その請求に基づいて支払うものとする。
 - ・請求額については、単価にそれぞれの納入数量を乗じた額とする。
6. 特記事項
 - ①学校への納入について
 - ・納入（給油）場所
原則として、灯油が保管されている場所での給油とする。
 - ・納入（給油）回数
週２～３回程度の納入予定である。ただし、学校により納入回数が異なる。
 - ②その他施設への納入について
 - ・各施設で給油が必要になり次第、電話等で発注を行う。

③その他

- ・単価には、各地区に配達納入する金額を含む。配達代金は、別途支払いしない。
- ・『令和8年度（11月～1月期）使用量等見込一覧』の使用見込量は、あくまで使用見込量であり、発注数量を確定するものではなく、増減の可能性があるので承知のこと。
- ・使用見込量が0の施設であっても発注する場合がある。
- ・発注後、すみやかに納入を行うこと。
- ・平日（月曜日から金曜日）については、常時給油できる体制をとること。
- ・納入に関する詳細は、契約業者決定後、現地施設担当者との協議により決定する。
- ・納入に際しては、計量を確実に行うこと。
- ・契約期間内において市場価格の変動等による価格の改定は行わない。
（標準契約書約款を一部変更する。）
- ・その他必要な内容は、市担当者と調整すること。

令和8年度(11月～1月期)使用量等見込一覧

(A地区)

種別	施 設 名	使用見込み量(単位:ℓ)
幼稚園	ひがしうじ幼稚園	100
小学校	笠取小学校	800
	笠取第二小学校	400
	御蔵山小学校	0
	木幡小学校	0
	宇治小学校	700
	南部小学校	400
	三室戸小学校	1,000
	岡屋小学校	0
	北槇島小学校	0
	槇島小学校	700
中学校	木幡中学校	200
	東宇治中学校	600
	北宇治中学校	400
	槇島中学校	500
その他	五ヶ庄自転車保管所	0
	笠取簡易郵便局	74
小計	< A地区合計 >	5,874